

水田・畑作経営所得安定対策の加入者の皆さまに対し、対策の手続きや皆さまの経営発展に役立つ情報などを、タイムリーに分かりやすくお知らせします。

毎年の生産量・品質に基づく交付金の交付申請について

21年産の水田・畑作経営所得安定対策の「毎年の生産量・品質に基づく交付金」（成績払）の交付申請の受付は、平成22年3月5日（金）までです。

対象となる農産物は、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

成績払は、例えば、先に品質区別生産量が確定する麦を12月に、麦以外の農産物を2月に交付申請を行うなど、申請時期を2回に分割して、交付を受けることができます。

下のスケジュールをご参考に、交付申請手続きの準備をお願いします。



年 月		麦	大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ
平成21年	10月	品質区別生産量が確定して、年内（12月中）に交付を希望する方は、11月末までを目途に受付窓口へ交付申請書の提出をお願いします			
	11月				
	12月				
平成22年	1月	交付申請	交付申請	交付対象比率の決定（1月下旬）	糖化用等比率、工場ごとの補正係数の決定（1月下旬）
	2月	交付申請	交付申請	交付申請	交付申請
	3月	申請期限 3月5日 <北海道農政事務所は3月末までを目途に交付金を交付します>			

品質区別生産量が確定しないため、3月5日までに交付申請できない対象農産物も、3月31日までに品質区別生産量が確定したものは、4月1日以降に交付申請を行うことができます。

- 具体的な申請方法は「情報ステーションNORTH No.20」をご覧ください。（情報ステーションは北海道農政事務所ホームページでもご覧いただけます。）

多くの申請が締切の直前に集中した場合、審査に時間がかかることも予想されます。申請内容の訂正等による手戻りが発生しますと、交付金の交付までに日数を要しますので、できるだけ時間的余裕をもった手続きをお願いします。

耕作放棄地の再生・利用を支援します



農地が荒れていると
周りに迷惑をかける
けど、借り手もいな
いしなあ。

耕作放棄地でお困り
の方は最寄りの協議
会へご連絡下さい。



農地の再生から、営
農や販売まで、国の
支援策がありますよ。

耕作放棄地再生利用緊急対策

引き受け手が行う耕作放棄地の再生や土づくり、再生農地を利用する就農者への研修、作付・加工・販売の試行、必要な施設（用排水施設、鳥獣被害防止施設、加工・直売施設、農業用機械・施設等）の整備、権利関係の調査・調整等まで、総合的・包括的に支援します。

耕作放棄地対策協議会がお手伝いします

〇〇地域 耕作放棄地対策協議会

(メンバー)

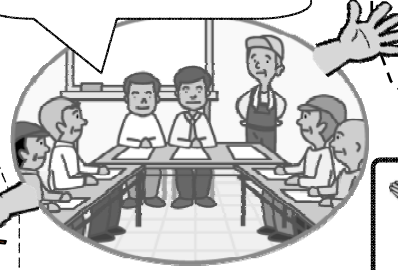
〇〇町、〇〇町農業委員会、JA〇〇、
〇〇農業公社、〇〇土地改良区

所有者と引き受け手の間
の調整を行います。

農地の所有者

農地の引き受け手

集落みんなで営農 新規就農者 近隣の農家



・荒廃状況や権利関係の調査・調整、
計画づくり、推進員の設置等
定額支援

具体的な支援内容

★荒れた農地を再生しよう

再生作業

刈払
抜根
耕起
整地等



荒れ具合に応じ
30,000円又は
50,000円/10a

荒廃が進み重機等が必
要な場合は、補助率
1/2 (取組1年目)

○次は土づくりをしよう

土壌改良

堆肥投入
緑肥栽培



必要に応じ 最大2年間
25,000円/10a/年
(取組1年目又は2年目から開始)



米粉や飼料米を
作っても支援が
受けられるんだ!

■再生した水田で

大豆・麦・飼料作物 35,000円/10a
米粉・飼料用米 55,000円/10a

※水田等有効活用促進交付金

■左記以外の作物を
作付けする場合

営農定着 25,000円/10a
(作付け1年目)

そばや菜種で
地域おこしを
しよう。



★実証ほ場を設置・運営しよう



・再生作業の実証試験
・再生農地での作物の
導入試験、展示・PR

定額支援

★農地利用者を育成しよう



・農業関係団体や農業法
人等が新規就農者等に
対して行う研修

定額支援

★加工品試作・試験販売にトライしよう



・加工品試作
・試験販売

定額支援

★農業用機械、施設を整備しよう



・地域協議会による農業用
機械の購入
・農業用機械のリース
・農業用施設の整備
(ハウス、果樹棚等)

補助率 1/2

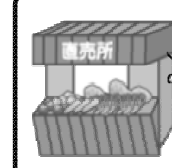
★周りの施設を整備しよう



・水路・溜池や農道、鳥獣
被害防止施設の整備

補助率 1/2

★販売に取り組もう



農産物を直売所で
販売しましょう。

・直売所
・貯蔵・加工施設等
の整備
補助率 1/2

詳しくは、北海道耕作放棄地対策協議会 (TEL 011-281-6761) 又は農林水産省農村振興局農地資源課 (TEL 03-6744-2442) にお問い合わせ下さい。

発行：北海道農政事務所農政推進課 TEL 011-642-5462 (農政安心ダイヤル) FAX 011-642-5509
北海道農政事務所ホームページ：http://www.maff.go.jp/hokkaido/

このお知らせは、水田・畑作経営所得安定対策に加入されている方へ、個人で申請されている方には農政事務所から直接、JA、集荷業者等と申請事務の委託契約を結んでいる方にはJA、集荷業者等のご協力をいただいで配布しております。